

柿崎観光協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、柿崎観光協会（以下「協会」という。）と称し、所在地を新潟県上越市柿崎区柿崎 6405 番地（柿崎区総合事務所内）におく。

(目的)

第2条 協会は、柿崎区内観光地の開発と健全なる発展を図り、地域の振興に寄与する事を目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の開発及び施設の拡充整備
- (2) 柿崎区観光地の紹介並びに観光客の誘致
- (3) 特産品、土産品の育成指導と紹介、宣伝
- (4) その他、目的達成に必要な事項

第2章 会 員

(会員)

第4条 協会は、次の各号に定める会員をもって構成する。

(1) 普通会員

協会の目的に賛同して入会した事業所又は個人若しくは団体

(2) 町内会会員

協会の目的に賛同して入会した町内会

(3) 賛助会員

協会の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体

(会費)

第5条 普通会員、町内会会員、賛助会員は総会で定める会費を納入しなければならない。

(入会・脱退)

第6条 協会の加入、脱退は自由とする。ただし、脱退する場合は、既納の会費は返還しない。

第3章 役 員

第7条 協会に次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監 事 2名

(4) 理 事 30名以内

2 会長、副会長及び監事は、役員選考委員会で選考し、総会において承認を求めるものとする。

3 理事は、会長が推薦し、総会において承認を求めるものとする。

第8条 協会に顧問、参与をおくことができる。

2 顧問、参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問、参与は、会長の求めに応じて、理事会、総会、その他の会議に出席し、意見を述べる

ことができる。

(職務)

第9条 会長は、協会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を掌理する。
- 4 監事は、会計並びに業務遂行の状況を監査する。

(任期)

第10条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

第4章 会 議

(会議)

第11条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

2 削除

第12条 総会は、普通会员及び町内会会員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回毎年度末から2ヶ月以内に開催する。ただし、会長が必要と認めた時は、臨時に開催することができる。
- 3 総会を構成する会員の10分の1以上の者から請求があったときは、会長は総会を開催しなければならない。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の議決
- (2) 事業報告、決算の承認
- (3) 規約の変更
- (4) その他、協会の運営に関する重要なこと

(理事会)

第14条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、必要に応じて開催する。

- 2 理事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第15条 会議はすべて会長が招集する。

- 2 会議の招集は、会議の構成員に会議の目的たる事項及び内容並びに日、時、場所を明示して3日前までに文書をもって通知する。

第16条 会議はすべて構成員の2分の1以上の出席によって成立する。

- 2 会議に欠席する者は所定の委任状により他の者に議決権等の権限を委任することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、出席した会員の中から選任する。

2 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第18条 会議の議決は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、顧問、参与は議決権を有しない。

第5章 委員会

(委員会の設置と運営)

第19条 協会に委員会を置くことができる。

2 委員会の運営、その他については別に定める。

第6章 会計

(資産の構成)

第20条 協会の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(会計年度)

第21条 協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第22条 協会の収入、支出はすべて予算に計上し、総会の議決を得て執行する。ただし、予算の補正については理事会において専決できるものとし、この場合は、最も近い総会において追認を得る。

附 則

1. この規約は昭和43年4月1日より実施し、設立とする。

2. この規約は昭和45年5月18日より実施する。

3. この規約は昭和56年4月1日より実施する。

4. この規約は昭和57年4月1日より実施する。

5. 役員選考委員会の委員は、理事会で選任するものとする。

この規約は昭和61年4月9日より実施する。

6. この規約は平成5年4月7日から施行する。

7. この規約は平成11年5月6日から施行する。

8. この規約は評議員会で議決された日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成28年4月7日）

1. この規約は、評議員会で議決された日から施行する。

附則（平成30年4月11日）

この規約は、総会で議決された日から施行する。